

「居宅介護支援事業所楽寿苑」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(三重県指定 第13-1-1号)

介護保険事業者番号 2470800612

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護（要支援）認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	2
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	5
7. 苦情の受付について・・・・・・・・	5
8. 業務継続計画の策定・・・・・・・・	6
9. 感染症の予防及びまん延のための措置・・・・・・・・	6
10. 虐待の防止・・・・・・・・	6

楽寿苑居宅介護支援事業の概要

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 邦栄会
(2) 法人所在地 三重県伊勢市小俣町本町 341 番地 104
(3) 電話番号 0596-27-5880
(4) 代表者氏名 理事長 西口 憲次
(5) 設立年月 平成 6 年 7 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所楽寿苑
平成 16 年 4 月 1 日指定 三重県第 13-1-1 号
介護保険事業所番号 2470800612
(4) 事業所の所在地 三重県伊勢市馬瀬町 1065 番地
(5) 電話番号 0596-31-0050
(6) 事業所長(管理者) 氏名 廣垣 和宏
(7) 当事業所の運営方針 在宅の要支援者、要介護者及びその家族が、指定居宅サービス等及び、その他居宅において日常生活を営む為に必要な保健医療又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅介護サービス計画を作成し、それに基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、便宜の提供を行う。
(8) 開設年月 平成 16 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

伊勢市

—中山間地域について—

事業所から直線距離で 4km 程度圏以外の所を対象地域とさせていただきます。伊勢市内では、進修、宮山、東大淀、上野、小俣、佐八、北浜、城田、二見、明野の小学校区が対象となります。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎日
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	8 時 30 分～17 時 30 分
備考	電話等により、営業時間外でも連絡可能です。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	常勤	非常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 兼務	職務の内容
管理者（主任介護支援 専門員）	1名	1名	—	—	—	業務管理
介護支援専門員	1名	2名以上	0名	0名	0名	居宅介護支援

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 公正中立なケアマネジメントの確保

介護サービス計画の作成にあたっては、地域における介護サービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者及び利用者の家族に提供し、希望があれば複数の介護サービス等の事業所を紹介し、その中から利用する事業所を選択していただきます。

利用者及び利用者の家族から、介護サービス計画に位置づけた介護サービス等の事業所の選定理由について、問い合わせをいただいた場合には適切に説明します。

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。

また、ご利用者が医療機関に入院した場合は、居宅における日常生活上の能力や利用していたサービス内容等を医療機関と共有し退院後の円滑な在宅生活への支援をするために、医療機関には必ず事業所名と担当介護支援専門員の指名をお伝えください。(居宅介護支援事業所楽寿苑:0596-31-0050)

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

※事業所の体制やご契約者の状況等により加算されるもの

特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円
初回加算	3,000 円
通院時情報連携加算	500 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口 担当者 苑長 岡田 智行
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 伊勢市岩渕1丁目7番29号 電話番号 0596-21-5560・FAX 0596-20-8555 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は除く)
三重県 国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課	所在地 津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165・FAX 059-222-4166 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日は除く)
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋2丁目131番地 電話番号 059-224-8111・FAX 059-213-1222 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日は除く)

8. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的 to 開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所楽寿苑

説明者職名 介護支援専門員

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

立会人住所

立会人氏名

印 ご関係()

※『立会人』の氏名欄は利用者の判断能力が十分でない場合にのみ使用してください。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④ ご契約者に提供した居宅介護支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合

- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合